

蛋白質科学会アーカイブ編集委員会 規程

第1条 蛋白質科学会は蛋白質科学会アーカイブを運営するための編集委員会を置く。

第2条 編集委員会は、委員長および委員より構成する。

1. 委員長は編集委員会による推薦にもとづき学会長が指名し、理事会の承認を経て選出する。
2. 編集委員は、編集委員会における協議にもとづき、会員の中から選出する。
3. 編集委員の定員は20人程度とする。

第3条 委員の任期は2年とし、連続5期の再任は不可とする。

第4条 編集委員長は以下の業務を行う。

1. 編集委員長は、編集委員会を主宰し、蛋白質科学会アーカイブの公開に関わる業務全体を統括する。
2. 委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を指名することができる。副委員長は委員長を補佐し、必要なときは委員長の職務を代行する。
3. 委員長は定例の理事会において当該委員会の活動状況を報告する。

第5条 編集委員会は、アーカイブの編集、投稿原稿の査読、その他のアーカイブの円滑な公開に必要な業務を行なう。

第6条 本委員会規程は理事会の承認を経て改正できる。

第7条 本規程にもとづく「投稿規定」やその他の必要な施行細則は、編集委員会において別途定める。

第8条 本規程は、2009年5月20日より施行する。